

厚生労働省発社援※第※号
令和7年※月※日

実施団体の長 殿

厚生労働事務次官

令和7年度困難な問題を抱える女性への支援に関する
プラットフォーム構築事業費の国庫補助について

標記補助金の交付については、別紙「令和7年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、令和※年※月※日から適用することとされたので通知する。

別紙

令和7年度困難な問題を抱える女性への支援に関する プラットフォーム構築事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和7年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、困難な問題を抱える女性への支援に関するポータルサイト「あなたのミカタ」の運用を行うとともに、全国フォーラムの開催、様々な広告媒体を活用した広報啓発等により、社会における女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、令和7年※月※日社援発※第※号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「令和7年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業実施要綱」に基づき、実施団体の長の行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業	36,294,000 円	困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業を行うために必要な報酬、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、デザイン制作費、消耗品費、会議費）、役務費（広告料、通信運搬費）、委託料及び使用料

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- （5）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- （6）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式 1 による申請書を令和※年※月※日まで
に厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申
請等を行う場合には、6 に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うもの
とする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6 又は 7 に定める申請書が到達した日から起算して、原則と
して 1 か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 国は、原則として支払うべき額が確定した後、実施団体が提出する精算払請求
書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、実施団体から適法な精算払
請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、実施団体が概算払により支払を要望する場合は、国は実施団体の資力、
委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、
これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した
日（5 の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を
受理した日から起算して 1 か月を経過した日）又は令和※年※月※日のいずれか
早い日までに別紙様式 2 による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければな
らない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額
を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分につい
て国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により 4、6、7 及び 10 に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

実施団体の長

令和 7 年度困難な問題を抱える女性への支援に関する
プラットフォーム構築事業費補助金の（変更）交付申請について

標記について、下記により交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書 様式 1
- (2) 所要額明細書 様式 2
- (3) 事業実施計画書 様式 3
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本

（注）予算（見込）書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること

- (5) その他（事業内容について参考となる資料）

3 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円（A）
前回までの交付決定額	金	円（B）
差引今回変更増△減額	金	円（A）－（B）

様式 1

補 助 金 所 要 額 調 書

種 目	総事業費 (A)	寄附金 その他 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (D)と(E) を比較して 少ない方の額 (F)	国庫補助 所要額 (C)と(F)を 比較して 少ない方の額 (G)	国庫補助金 交付決定額 (H)	差引追加交付 (一部取消) 申 請 額 (G)－(H) (I)	備 考
困難な問 題を抱え る女性へ の支援に 関するプ ラットフ ォーム構 築事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

※（H）欄及び（I）欄については、交付要綱の7による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと

様式 2

所 要 額 明 細 書

種 目	支出予定額	備 考
困難な問題を抱える 女性への支援に関するプラットフォーム 構築事業 報酬 報償費 旅費 需用費 印刷製本費 デザイン制作費 消耗品費 会議費 役務費 広告料 通信運搬費 委託料 使用料	円	

様式3

事業実施計画書

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業

事業計画

別紙様式 2

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

実施団体の長

令和 7 年度困難な問題を抱える女性への支援に関する
プラットフォーム構築事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発社援 第 号で交付決定を受けた
令和 6 年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業費
補助金に係る事業実績報告について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

添付書類

- | | | |
|---|---------------|------|
| 1 | 補助金精算書 | 様式 1 |
| 2 | 支出額明細書 | 様式 2 |
| 3 | 事業実施状況報告書 | 様式 3 |
| 4 | 歳入歳出決算（見込）書抄本 | |

（注）決算（見込）書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること

様式 1

補 助 金 精 算 書

種 目	総事業費 (A)	寄附金 その他 収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (D)と(E)を 比較して 少ない方の額 (F)	国庫補助 所要額 (C)と(F)を 比較して 少ない方の額 (G)	国庫補助 金交付 決定額 (H)	受入済額 (I)	差引 △過不足額 (I)-(G) (J)	備 考
困難な問題 を抱える女 性への支援 に関するプ ラットフォ ーム構築事 業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

様式2

支 出 額 明 細 書

種 目	支出済額	備 考
困難な問題を抱える 女性への支援に関するプラットフォーム 構築事業 報酬 報償費 旅費 需用費 印刷製本費 デザイン制作費 消耗品費 会議費 役務費 広告料 通信運搬費 委託料 使用料	円	

様式3

事業実施状況報告書

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業

事業実施状況

番 号

年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

実施団体の長

令和 7 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発社援 第 号により交付決定があった令和 6 年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業費補助金について、交付要綱 5 の (5) の規定に基づき下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。